

○氷川町キャラクター「ひかりん」使用規程

平成22年2月23日

告示第9号

改正 平成23年5月23日告示第43号

平成26年3月20日告示第24号

平成30年8月24日告示第83号

令和2年5月7日告示第63号

(趣旨)

第1条 この規程は、氷川町を広くアピールし、イメージアップを図ることを目的とした「ひかりん」のデザイン及び着ぐるみ(以下「ひかりん」という。)の使用に関し必要な事項を定める。

(使用許可申請及び使用許可)

第2条 ひかりんを使用しようとするものは、本規程を遵守することを前提に、あらかじめ氷川町長(以下「町長」という。)にひかりん使用許可申請書(様式第1号)を提出し、許可を受けなければならない。

なお、デザインの使用に際しては、当該使用に係る物件の完成見本を添付すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもってかえることができる。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、ひかりん使用許可書(様式第2号)又はひかりん使用不許可書(様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により許可する場合において、使用に係る許可条件(以下「許可条件」という。)を付することができる。

4 次のいずれかに該当する場合は、第1項の申請及び第2項の許可書及び不許可書の通知を省略することができる。ただし、事前に使用見本を町長に提出することを要する。

(1) 国、地方公共団体及び一部事務組合が業務を目的として使用する時。

(2) 報道機関が町政に係る報道及び広報の目的で使用するとき。

(使用許可の期間)

第3条 ひかりんの使用許可の期間は、デザインについては2年以内、着ぐるみについては概ね5日以内とし、ひかりん使用許可書に記載した期間とする。

2 使用許可の期間満了後において、引き続きひかりんを使用しようとするときは、改めて前条の許可を受けなければならない。

(使用許可の制限)

第4条 町長は、次のいずれかに該当するときは、ひかりんの使用を許可しないものとする。

(1) 町及びキャラクターの品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがあるとき。

(2) デザインの使用に際して、定められた色、形式等を正しく使用していないとき。

(3) 法令、公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。

(4) 特定の政党、候補者並びに宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。

(5) 特定の個人又は団体等の売名に利用される恐れがあるとき。

(6) 不当な利益を得るために利用される恐れがあるとき。

(7) 品質、性能等に関して公的機関の認定等を必要とする商品等にデザインを使用する場合の当該認定等が得られていないとき。

(8) その他ひかりんの使用が適当でないと認められるとき。

(審査機関)

第5条 デザインを商品等(加工品、特産品、農産品、広告物等)に使用する場合には、氷川町キャラクターデザイン使用審査会を設置し審査する。ただし、町のピーアールのために有益であり、町長が開催の必要がないと認めるものについては審査会の審査を省略することができる。

(使用料)

第6条 ひかりんの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 町長から使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、ひかりんの使用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、第2条の許可を受けた事項以外の目的にひかりんを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。
- (2) 使用者は、デザインの使用に際して、別に定める「ひかりんデザインマニュアル」に従い正しく使用しなければならない。
- (3) 使用者は、着ぐるみの使用に際して、返却の際、使用者の責任と負担により、クリーニングや修繕等を行い、現状に復さなければならない。
- (4) 使用者は、ひかりんを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、氷川町に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。
- (5) 使用者が、ひかりんの使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。
- (6) デザインの使用に際して、知的所有権等の紛争が生じた場合は、使用者の責任において処理するものとし、町長に対し、損害賠償その他の請求及び権利の主張は行えない。
- (7) その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用しなければならない。

(使用許可の変更)

第8条 申請書の内容に変更が生じたときは、ひかりん使用許可変更申請書(様式第4号)を町長に提出し、改めて変更後の使用許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 第2条の規定は、前項の場合に準用する。

(使用許可の取消申請)

第9条 使用者は、使用期限までに、ひかりんを使用する必要がなくなったとき

は、ひかりん使用許可取消届(様式第5号)に、使用許可書(変更があったときは変更後のもの)を添えて町長に提出しなければならない。

(使用許可の取消事由)

第10条 町長は、第2条又は第8条の規定により準用された第2条の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの規程又は許可条件に違反したとき。
- (2) 申請内容と異なるとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 前条の申請が行われたとき。

2 使用者は、前項の規定により使用の許可を取り消された場合、当該許可により作製された物品等を使用又は販売してはならない。

3 町長は、使用者が第1項の規定により使用の許可を取り消され、これによって使用者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用実態の調査)

第11条 町長は、使用を許可したひかりんの使用状況について、調査をすることができる。使用者は町長から要請を受けた場合は、ひかりんの使用実態を報告及び使用製品等を提供しなければならない。

(補足)

第12条 この告示に定めるもののほか、ひかりんの使用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月23日告示第43号)

この告示は、平成23年5月23日から施行する。

附 則(平成26年3月20日告示第24号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月24日告示第83号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年5月7日告示第63号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

氷川町長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

ひかりん使用許可申請書

氷川町PRキャラクター「ひかりん」を使用したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

使用物	<u>※使用するものを○で囲んでください。</u> デザイン ・ 着ぐるみ
使用目的	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
使用商品等	※デザイン使用の場合のみ記載
使用商品等数	※デザイン使用の場合のみ記載
備考	

デザインを使用する場合は、商品等の見本（写真等）を必ず添付してください。

様式第2号(第2条関係)

ひかりん使用許可書

使用者の住所 及び氏名	住所
	氏名
使用目的	
使用商品等	※デザイン使用の場合のみ記載
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用許可番号	
許可条件	
遵守事項	<ol style="list-style-type: none">1 使用者は、上記の許可を受けた事項以外の目的に「ひかりん」を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することができない。2 使用者は、デザインの使用に際して、別に定める「ひかりんデザインマニュアル」に従い正しく使用しなければならない。3 使用者は、着ぐるみの使用にあたっては、返却の際、使用者の責任と負担により、クリーニングや修繕等を行い、現状に復さなければならない。4 使用者は、「ひかりん」を使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、氷川町に迷惑を及ぼさないよう処理しなければならない。5 使用者が、「ひかりん」の使用に際して、故意又は過失により町に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償しなければならない。6 デザインの使用に際し、知的所有権等の紛争が生じた場合は、使用者の責任において処理するものとし、町長に対し、損害賠償その他の請求及び権利の主張は行えない。7 その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用しなければならない。

上記のとおり「ひかりん」の使用を許可します。

年 月 日

氷川町長



様式第3号(第2条関係)

年 月 日

様

氷川町長



ひかりん使用不許可書

年 月 日付けで申請のありました「ひかりん」使用許可申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

備考

1 この処分不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、氷川町長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、氷川町を被告として(訴訟において氷川町を代表する者は氷川町長となります。)、提起することができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しを求める訴えは、提起することができなくなります。ただし、前記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しを求める訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

氷川町長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

ひかりん使用許可変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、申請します。

記

使用許可 番 号	
使用許可 商品等	※デザイン使用の場合のみ記載
変更する 事 項	
変 更 の 理 由	
備 考	

使用許可書（変更があったときは変更後のもの）及び変更後の見本（写真等）を必ず添付すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

氷川町長 様

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

ひかりん使用許可取消届

下記の理由により、ひかりんの使用を終了しますので、届け出ます。

記

使用許可 番 号	
使用許可 商 品 等	※デザイン使用の場合のみ記載
届 出 の 理 由	
備 考	

使用許可書（変更があったときは変更後のもの）を必ず添付すること。

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)